

野洲市資料提供

提供年月日	令和6年5月2日	
担当部課	滋賀医科大学 総務企画課広報係	健康福祉部 地域医療政策課
担当者	上嶋	駒井、瓜谷
連絡先電話番号	077-548-2012	077-587-6141

滋賀医科大学と野洲市との共同研究講座の設置に係る基本協定書の締結について

国立大学法人滋賀医科大学と野洲市は、市民の健康づくりや在宅で健康に暮らせるまちづくりに資する有効な手法や制度を研究し、試行等するため、共同研究講座（研究室）を滋賀医科大学に設置しました。この研究講座では、高齢化が進む中で、地域の医療・介護関係機関がスムーズに連携するスキームや、要介護に至る最大要因の一つである骨粗しょう症の一次・二次予防等の手法に関して臨床研究等を進め、市や市立野洲病院などで事業化に向けた試行等を適宜行っていこうというものです。

このたび、下記のとおり共同研究講座設置に係る基本協定書を締結しましたので、お知らせします。

記

- 1 名称 : 滋賀医科大学と野洲市との共同研究講座の設置に係る基本協定書
- 2 締結日 : 令和6(2024)年5月2日
- 3 締結者 : 滋賀医科大学 学長 上本 伸二 野洲市長 栢木 進
- 4 研究題目 :
 1. 「地域連携パスによる整形術後患者等の退院後の継続支援等について」
 2. 「若年期からの骨そしょう症その他生活習慣病予防指導の有効策について」
 3. 「整形外科専門医による健康教室等での啓発と、個別指導群への直接アプローチについて」
- 5 締結期間 : 5年間 (令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日まで)

(写)

滋賀医科大学と野洲市との共同研究講座設置に係る基本協定書

国立大学法人滋賀医科大学（以下、「大学」という。）と野洲市（以下、「市」という。）は、市の研究経費の納入により大学に設置する共同研究講座（以下、「講座」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この講座は、大学と市が協力して、現行の介護予防や健康づくりに係る事業を機能的に強化することや、新たなスキームの導入を目的とし、臨床研究を通じて市民の健康づくりや健康をテーマとした市のまちづくりに関する有効な事業や制度の立案・試行等を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 設置する講座の名称は、骨軟骨代謝・関節機能再建学講座とする。

(研究経費負担金)

第3条 講座の設置に必要な経費に充てるため、市は大学に研究経費負担金（以下、「負担金」という。）を支払うものとする。

2 負担金の額、支払い方法及びその他については、大学及び市間で締結する共同研究契約書において定める。

(研究題目)

第4条 大学及び市は、第1条に定める講座の目的を達成するため、次の研究題目を実施するものとする。

- (1) 地域連携パスによる整形術後患者等の退院後の継続支援等について
- (2) 若年期からの骨そしょう症その他生活習慣病予防指導の有効策について
- (3) 整形外科専門医による健康教室等での啓発と、個別指導群への直接アプローチについて

(研究の実施場所)

第5条 前条の研究題目を実施する場所は、滋賀医科大学、市立野洲病院・野洲市民病院、野洲市地域とする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(変更)

第7条 大学及び市は、講座の内容に重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ双方が協議するものとする。

(その他)

第8条 この協定並びに大学及び市間で締結する共同研究契約書に定めるもののほか、必要な事項については、大学及び市が協議して別途定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大学及び市がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 5 月 2 日

滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学長

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長
